

宅建暗記【サエキ・リスト】

《業法》 典型的な問題なら、満点取れる

1. インプット・演習の際、抜けを防ぐ
2. 日々の学習の暗記確認
3. 本試験直前、最終チェック

※YouTube動画

→見るだけでチェック(簡潔なまとめ)

宅建暗記【サエキ・リスト】 宅建業法 宅建業の意味 <<#883>>

- 1 「宅地 or 建物」「取引」「業」の3つを満たす場合、原則、宅建業の免許が必要。
- 2 現在、建物が建っている土地は、宅地にあたる。
- 3 将来、建物を建てる予定で取引する土地は、宅地にあたる。
- 4 用途地域内の土地は、原則として宅地にあたる。
- 5 用途地域内の土地でも、現在、道路、公園、河川、広場、水路である土地は、宅地にあたらない。
- 6 宅地にあたるか否かは、現況で判断する。登記簿上の地目は関係ない。
- 7 共有会員制のリゾートクラブ会員権(宿泊施設等のリゾート施設の全部又は一部の所有権を会員が共有するもの)の取引を業として行う場合、宅建業の免許を要する。
- 8 自ら貸借(転貸借)は、取引にあたらない。
- 9 自ら売買、売買の代理、売買の媒介、自ら交換、交換の代理、交換の媒介、貸借の代理、貸借の媒介は、取引にあたる。

- 10 「〇〇の管理」は、取引にあたらぬ。
- 11 業とは、不特定かつ多数を相手に、反復・継続すること。
- 12 「一括して〇〇」は、業ではない。不特定多数ではない、反復継続ではない。
- 13 「分譲」は、取引、業をともに満たす。
- 14 「友人・知人に〇〇」は、業にあたる。
- 15 「公益法人のみに〇〇」は、業にあたる。
- 16 「自社の従業員にのみ〇〇」は、業にあたらぬ。
- 17 「国」「地方公共団体」「地方住宅供給公社」等は、宅建業法は適用されない。当然、免許不要。
- 18 一定の「信託会社」は、大臣に届け出れば、宅建業を営める。免許不要。

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解が足りない⇒「基幹講座・宅建業法編」

本試験での解き方を知りたい⇒「過去問演習講座」(2023年3月開講予定)

<https://shibuyakai.com/>